

簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務委託 仕様書

1. 業務名称

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 本業務の目的

簡易水道事業は、経営基盤や技術基盤が弱い上に、人口減少（過疎化の進行）、給水量の減少、施設老朽化、水道職員の減少等により、今後、運営基盤がさらに弱体化していくことが懸念される。

簡易水道事業のみを行う11村の「簡易水道エリア」において、組織面では人員不足・技術の後継者不足により水道施設保守管理が厳しくなり、また施設面では水道施設の更新や耐震化が進んでいないため、漏水復旧工事や老朽管更新工事が増加すると推測される。

平成31年3月に策定した「新領域水道ビジョン」では、簡易水道エリアの課題解決に向けた取組として広域的な支援体制（受け皿体制）の構築を掲げている。

本業務は、簡易水道エリアが抱える課題を解決するため、県が調整役となり、各市町村と共同で、当該エリアの課題解決策として民間事業者のノウハウを活用した受け皿体制構築実現可能性の検討を行う。

3. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和2年2月7日とする。

4. 業務内容

【計画・準備】

乙は本業務に先立ち、契約締結日から1週間以内に、体制、役割分担、作業内容、作業工程等を示した業務計画書を甲に提出し、承認を得ること。

【受け皿体制構築実現可能性の検討】

(1) 受け皿体制である官民共同事業体のあり方の検討

平成30年度に設置した「簡易水道広域連携推進研究会」（以下、研究会という）において、水道事業の資産については官が保有し、運営面での官民連携や官官連携についての検討を行ってきたところである。

官民連携については多様な手法があるが、上記研究会の内容を踏まえ、本県の実情に相応しい手法を提案すること。

具体的には、受け皿体制の核となる官民共同事業体の組織形態、民間事業者の関わり方、官民連携事業に参加する民間事業者との契約期間等を検討するとともに、業務内容、対象エリア（管理区分の設定やその考え方等）の整理、広域的な監視体制（システム）及び地元管理体制の維持の有無等を勘案して、事業体の規模について提示すること。

(2) 官民の業務範囲の検討

官民共同事業体が担う業務範囲を検討し提示すること。また、業務範囲において官民共同事業体が担う責任の範囲、官との役割分担についても検討し、提示すること。

(3) 事業費用の試算

(1)及び(2)により検討した業務範囲、期間等の条件に対し、官側で必要となる固定費（人件費、点検委託費等）と変動費（薬品費、燃料費等）を、配置予定人員の人件費の積算や業者の見積もりを参考にした事業費の積み上げ等により試算すること。

(4) 損失リスク分担の検討

損失リスク^{*}が発生した場合に備え、損失に係る支出の官民の負担割合を事前に検討する必要があるため、業務内において考えられる損失リスクを洗い出し、そのリスクが事業のどの場所、段階で発生するかについて整理し、どちらがリスクを負担すべきか検討すること。

※契約期間中に事故、緊急時の対応、災害及び物価上昇等、当初想定した支出以外の追加的な支出の必要を生じる事象により損失が発生する可能性

(5) モニタリング項目の検討

官側が官民共同事業体から施設管理状況を確認するための日常・月次・年次及び臨時モニタリング等に係る報告事項を検討すること。報告事項については、業務範囲、対象施設の実態に則し、既存の業務日誌・決算関係書類・業務統計等の内容を参考に、その他必要と思われる事項を整理すること。

また、官民共同事業体の業務遂行状況についての評価方法について、点数化や段階評価（優・良・可・不可）を行うための評価基準を提示すること。

(6) 官民マッチング手法の検討

上記(1)～(5)の内容を実施するにあたり、地元事業者の活用も含めた連携の可能性のある民間事業者の発掘に向けて、市場調査等により官民ニーズを整理し、効果的なマッチングの手法を検討した上で、発注者側に提案する。

甲と相談の上、マッチングを実施する。

(7) 簡易水道広域連携推進研究会との連携

共同管理手法等を議論する研究会との連携を図るため、必要に応じて研究会に出席し研究会での検討内容を、随時反映すること。

【打合せ記録の作成】

甲と乙が打ち合わせを行った場合、打ち合わせ記録を作成し、発注者に提出すること。

5. 資料等の貸与

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

6. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

7. 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、甲と乙は協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し、甲の承認を受けた上で提出するものとする。

8. 納期及び納入場所

本業務の成果品及び提出期限は次のとおりとする。

○中間報告書(提出期限：令和元年11月29日(金))

仕様：A4版縦型、両面印刷、長辺綴じ、フルカラー、簡易製本 10部
中間報告書の電子ファイルを保存したDVD-R 1枚

○最終報告書(提出期限：令和2年2月7日(金))

【概要版】

仕様：A3版横型、フルカラー10部

【詳細版】

仕様：A4版縦型、両面印刷、長辺綴じ、フルカラー、簡易製本 10部

最終報告書【概要版・詳細版】の電子ファイルを保存したDVD-R 1枚

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

10. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含

む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。